

島田市草刈機等貸出実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、市が管理する道路、水路敷その他の公共使用地において、市が所有し、公務の支障のない範囲において貸出する草刈機その他の機材（以下「草刈機等」という）を使用する者が、除草及び清掃の作業を行うことにより身近な環境美化の推進及び「協働のまちづくり」の意識の高揚を図ることを目的とする。

(貸出対象作業等)

第2条 貸出しの対象となる作業等は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、十分な取扱いの経験を有する者が使用する場合とする。

- (1) 町内会の年中行事としての草刈等
- (2) 町内会の環境美化活動としての草刈等
- (3) ボランティア団体の草刈奉仕作業
- (4) その他各種団体の草刈奉仕作業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、貸出しを希望する者が島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第3号の暴力団員等及び当該暴力団員等と密接な関係を有する者である場合は、貸出しの対象としない。

(貸出機材)

第3条 貸出する機材は、次に掲げる物とする。

- (1) 草刈機 2台以内
- (2) その他の機材（スコップ、ジョレン、ツルハシ、竹ぼうき、のこぎり等）

(貸出対象地域)

第4条 草刈機等を貸出する地域は、島田市内とする。

(使用期間)

第5条 貸出期間の単位は、原則として3日以内とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、草刈機等の効率的な運用を図るため、使用日時等の調整を行うものとする。

(使用の許可の申請)

第6条 草刈機等を使用する団体の代表者又は個人（以下「申請者」という。）は、草刈機等使用申請書（様式第1号）を使用しようとする日の3日前までに管理者に提出しなければならない。ただし、管理者との協議により提出を不要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 管理者は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、草刈機等使用許可証（様式第1号）を申請者に交付する。

2 管理者は、前項の規定による使用の許可に際し、申請者に対し、草刈機等の使用の条件及び使用方法に関し必要な指示をするものとする。

(使用料)

第8条 草刈機等の使用料は、無料とする。ただし、燃料に係る費用については、申請者の実費負担とする。

(使用の許可の取り消し等)

第9条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、草刈機等の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この実施要領又は第7条第2項の規定により指示された使用の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(禁止事項)

第10条 次の各号に掲げる使用については、禁止とする。

(1) 営利目的による利用

(2) 又貸しによる使用

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認める場合

(草刈機の返却)

第11条 申請者は、草刈機等の使用を終えたときは、別に定める草刈機使用日報の記載並びに清掃及び点検を行い、定められている保管場所に速やかに返却しなければならない。

(毀損又は亡失の届出)

第12条 草刈機等を毀損又は亡失したときは、直ちに、草刈機等毀損等届出書(様式第2号)により管理者に届け出なければならない。

(申請者及び運転者の賠償責任)

第13条 申請者は、草刈機等を毀損又は亡失したときは、申請者の責任において原状に復し、又は市に対し損害補償をしなければならない。

(事故処理)

第14条 事故が発生したときは、申請者の責任において、必要な事故処理を行わなければならない。

2 申請者は、第7条第2項の規定により指示された使用方法に従わなかったことにより事故が発生した場合、その責任においてこれを処理しなければならない。

3 前項の規定による事故により使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(特記事項)

第15条 緊急時において、市で草刈機等を使用する必要が生じた場合には、申請者は使用の許可を受けた期間中であっても、速やかに市へ草刈機等を返却しなければならない。

(その他)

第16条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者と協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。